

# ねんきん「コーナー」



新成人のみなさんへ  
「20歳になったら国民年金」

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入して、国民年金保険料を納めることになっています。

## ◆国民年金のポイント

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

## ◆学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上で

ある課程）、一部の海外大学の日本分枝に在学する方です。

## ◆納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。（※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。）

加入手続きおよび免除申請は先までお問い合わせください。

## ◆「年金相談」のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、年金手帳（年金証書）や、本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。

また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

## ◆日時

1月18日（木）

午前10時～正午  
午後1時～午後3時

## ◆場所

黒潮町役場佐賀支所  
（1階市民室）

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 55-3701

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616

## 新庁舎の住所のお知らせ

黒潮町役場新庁舎供用開始にともない、黒潮町役場本庁舎の住所は平成30年1月9日より左記のとおり変更となります。

### 【現庁舎】

〒789-1199 2

高知県幡多郡黒潮町入野

2019番地1

### 【新庁舎】

〒789-1199 2

高知県幡多郡黒潮町入野

5893番地

## 【お詫言・訂正】

広報くろしお12月号3ページ・まちのできごと「卓球デフリンピックメダリスト 町へメダルを寄贈」の記事内容に誤りがありました。関係者の皆さまには、大変不快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。心よりお詫言するとともに、ここに訂正させていただきます。

### 【訂正箇所】

3ページ・19行目

⑥ 全国ろう話者大会

⑦ 全国ろうあ者体育大会

また、「全国ろう話者大会に参加した際、世界大会に出場したという人の話を聞き」と記載しましたが、正しくは、「全国ろうあ者体育大会でデフリンピックのことを知り、大会に参加した人から卓球の指導をもらい「世界で活躍したい」という思いが沸いた」です。